

下呂市監査告示第9号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年12月21日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和5年度

# 定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

## 第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

## 第3 監査の対象

令和5年4月から令和5年10月まで（一部令和4年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

地域振興部	地域振興課・萩原振興事務所・小坂振興事務所・下呂振興事務所 金山振興事務所・馬瀬振興事務所
福祉部	社会福祉課・高齢福祉課・こども家庭課・たけはらこども園
教育委員会事務局	教育総務課・学校給食センター・学校教育課 萩原南中学校・竹原中学校・宮田小学校・尾崎小学校・下呂小学校

## 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

## 第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：星雲会館、下呂市民会館、金山振興事務所、馬瀬振興事務所、小坂振興事務所、萩原南中学校、竹原中学校、宮田小学校、尾崎小学校、下呂小学校、たけはらこども園
- (2) 日 程：令和5年11月8日から令和5年11月24日まで

## 第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 小中学校における薬品の保管・管理について

薬品については、文部科学省等からの通知により、保管・管理の徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう求められている。これまでも「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（平成31年1月15日付30初教課第32号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示されている。特に、爆発物の原料となり得る化学物質11品目の管理強化を一層推進することが求められている。

今回の監査において、小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、竹原中学校において、薬品保管庫の転倒防止措置が講じられていなかった。地震等による転倒の可能性が危惧されることから早急に対策を講じられたい。

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理にあたっては、品目、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量等が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質等の数量と管理簿との照合を行う対応が求められている。

今回3小学校、2中学校で管理簿における管理状況について確認を行ったところ、使用目的が確認できない書式が見受けられた。今後は、必要項目が記入できる統一書式の管理簿を整備し、薬品の管理を確実に実施されたい。

また、保管庫及び保管庫の置かれている部屋の鍵については、職員室で厳重に管理するように徹底されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

#### (2) 自治会活動交付金の活用状況について

下呂市自治会自治活動交付金交付要綱（平成16年3月1日告示）では、第2条の交付条件として、(1)コミュニティ活動の推進、(2)行政情報の連絡及び行政協力、(3)その他市が依頼する事務に交付金を活用しなければならないとなっている。

各振興事務所に提出された自治会資料から令和4年度の実績を確認したところ、交付金額そのものを「区長活動費」として支出していた自治会（4自治会）があった。今後は支出内容を明確にされたい。

さらに、萩原地域自治会連合会の各自治会は、総会資料とともに交付金の使途明細を提出しており、他の地域自治会連合会にも交付金の使途を報告するよう指導していただきたい。令和5年度の交付額は、5,827万6,400円（敬老事業を含む）であるが、自治会におけるコミュニティ活動の推進等に果たしている役割は大きく、今後も交付金が目的に添って

有効に使われることを望むものである。

なお、地域振興課において、令和8年度からの運用を目途として自治会交付金の適正化に向けた基準等の検討が進められており、その状況を注視していきたい。

(地域振興課、各振興事務所)

### (3) 小坂町商工会館解体工事に伴う石積補強工事について

小坂町商工会館について、平成24年10月26日に下呂市と小坂町商工会において覚書が交わされている。その中には、「建物の所有は小坂町商工会であり、小坂町商工会館廃止時には、下呂市所有の土地と一体で下呂市に返却し、建物の取り壊しは下呂市が行うこと」と記載されている。

この覚書に基づき、令和4年12月16日付けで小坂町商工会から下呂市に返却書が提出され、双方協議の結果、長年当該施設を利用していた小坂町商工会が解体工事の事業主体となり、下呂市が負担金を支払うことで了解され施工がされていた。

今回の定期監査において支出関係書類を確認したところ、負担金2,322万1千円の一部に、小坂町商工会館解体に伴う石積補強工事177万1千円が含まれていた。

担当者に確認したところ、今後、跡地に消防詰所の建設計画があることから、解体工事に併せ小坂町商工会が石積補強工事を実施し、工事費は負担金で支出したとのことであった。

下呂市の所有土地に係る工事については、下呂市の責任において直接工事発注を行う必要があり、石積補強工事に係る費用の負担金支出については、「公正性の確保」「適正履行の確保」の面から疑義が生じるものである。

(小坂振興事務所)

### (4) たけはらこども園の休日、夜間の施設管理について

たけはらこども園の休日、夜間の施設管理について確認したところ、現在は、職員が退園時に施錠を行い、翌日または休日明けの開錠時までは無人的となっているとのことであった。

公設民営の指定管理施設については、休日、夜間の管理は警備会社に委託して実施しているとのことである。

施設内には個人情報、給食施設があり、個人情報の流出、給食施設の衛生管理が懸念されることから、他の公設こども園を含めて休日、夜間の施設管理について検討されたい。

(こども家庭課)

### (5) 成年後見制度中核機関業務委託について

成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを支援する中核機関としての機能を担う「下呂市成年後見支援センター」の運営について、令和5年度より業務委託がされている。

業務委託に係る施行伺いの設計書を確認すると、積算内訳は人件費と福利厚生費のみとなっている。

一方、業務委託に係る仕様書を確認すると、業務に係る委託料等として「委託料は主たる相談窓口における従事者が使用する事務机、椅子及び電話を除き、事業に必要な人件費、事務費、物品、設備等にかかる費用すべてを含むものとする。」となっており、前述の設計書の積算内訳と整合性が取れていない。

今後の業務委託の発注に当たっては、適正に事務処理をされたい。

(社会福祉課)

## 2 意見

### (1) 小中学校における現金の取扱いについて

PTA 会費等の現金保管については、紛失等のリスクがあり学校で取扱わないことが望ましいが、PTA 会費を児童生徒が持参して教頭等が預り、PTA の会計担当者に手交する方法を続けている学校もある。今後は、保護者から PTA 会計担当者の口座に直接振り込むなどの方法を指導されたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)

### (2) 小中学校の危機管理マニュアルについて

今回の監査において、学校が危険等発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や財産を守る体制を整備しているかに着目し、小中学校の危機管理体制を確認した。

今回、監査を実施した3小学校、2中学校については、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の安全を確保する体制が整備されていた。

近年は不審者や想定外の自然災害への対応など、学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題も多く存在していることから、今回の監査で確認された未対応の事態に対する体制等を早急に整備し、危険等が発生した際に教職員、児童生徒が円滑かつ的確に対応ができるよう訓練を実施し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行い、児童生徒等の安全の確保をしていただきたい。

なお、危機管理マニュアルは、教職員全員に配付している学校と職員室のみで保管している学校があった。危機管理マニュアルは教職員全員が常に確認できる状況にあることが必要であり、全員に配付されていない学校においては、概要版の作成等の工夫をされ、職員会議等で配布し、その内容について周知徹底していただきたい。

(各小中学校、教育総務課、学校教育課)